

別紙

ご利用にあたって

- ・介護保険の住宅改修助成が優先されるため、対象工事費が20万円以下の工事は助成対象となりません。
- ・別表1に掲げる工事が助成対象になります。但し、別表1に掲げる工事であっても、現在の身体状態で必要なしと判断した場合は、助成対象外になります。
- ・老朽化を理由とした改造は対象となりません。また、住宅の建替えや、新築・中古の住宅を購入される場合にも助成対象となりません。
- ・バリアフリー化助成と合わせて、一世帯につき一回のみのご利用となります。バリアフリー化助成を利用した場合は、利用できない場合もあります。
- ・1階便所と2階便所、北側玄関と南側玄関の様に同一区分の工事が複数ある場合は、メインで使用している1ヶ所のみが助成対象になります。

別表2

地域包括支援センター・高齢者支援センターの連絡先

センター名	担当地区	連絡先	センター名	担当地区	連絡先
三田市地域包括支援センター	三田・三輪南(八景中学校)地区	TEL559-5941 FAX559-5707	フラワー地域包括支援センター	フラワータウン地区	TEL553-3600 FAX553-3601
藍高齢者支援センター	藍地区	TEL568-3900 FAX568-0810	広野・本庄高齢者支援センター	広野・本庄地区	TEL567-6666 FAX567-5561
三輪北・小野高平高齢者支援センター	三輪北(上野台中学校区)・小野・高平地区	TEL560-3080 FAX560-3071	ウッディ地域包括支援センター	ウッディタウン・カルチャータウン地区	TEL553-1077 FAX553-7023

別表3

助成率（生計中心者の課税状況等による）

階層区分	要件	助成率
A	生活保護世帯	3/3
B	市民税非課税世帯	9/10
C	市民税均等割のみ課税世帯	9/10
D	市民税均等割及び所得割課税世帯	2/3
E	所得税課税世帯（課税額7万円以下）	1/2
F	所得税課税世帯（課税額7万円以上）	1/3

◆助成金額の計算方法(例:課税額7万円以下で生活中心が1階の場合)

工事名	金額(円)	助成対象額(円)
1. 浴室		
ユニットバス交換	400,000	400,000
手すり取付け	100,000	100,000
浴室入口段差解消	100,000	100,000
浴室窓の取替え	100,000	
浴室壁・天井素材変更	100,000	
浴室乾燥機設置	100,000	
タオル替え・鏡等浴室備品	100,000	
浴室合計	1,000,000	600,000
2. 便所		
1階トイレ手すり取付け	100,000	100,000
2階トイレ入り口段差解消	100,000	
便所合計	200,000	100,000
3. 玄関		
北側玄関手すり取付け	30,000	30,000
南側玄関手すり取付け	30,000	
玄関合計	60,000	30,000
4. 廊下・階段		
階段手すり取付け	100,000	
廊下・階段合計	100,000	0
工事合計	1,360,000	530,000

① 総工事費 浴室100万円 便所20万円 玄関6万円 廊下・階段10万円



①のうち、身体状態を考慮して助成対象工事費を判定する

② 助成対象工事費を積算 浴室60万円 便所10万円 玄関3万円 廊下・階段0円



箇所ごとの助成対象工事費を合計する

助成対象工事費計：73万円（助成対象限度額は100万円）



「別表3」の助成率を当てはめる

③ 助成額の計算 $[73万円 - 20万円(住宅改修上限額)] \times 1/2$



助成額：26万5千円

※市内業者を利用した場合、助成額の10%（千円未満切り捨て）加算する。
26万5千円（助成額）＋2万6千円（市内業者加算）＝29万1千円（振込額）